2　外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次のとおり見直しを行うこととした。（消費税法施行令第一八条～第一八条の三関係）

㈠　金又は白金の地金を免税対象物品から除外する。

㈡　非居住者が輸出物品販売場で免税対象物品を購入する際に、輸出に係る運送契約を締結して、その場で国際第二種貨物利用運送事業者に引き渡す場合の免税購入手続を定める。

㈢　購入者誓約書の提出については、輸出する旨を誓約する電磁的記録の提供によってすることができるものとする。

㈣　一般物品に係る免税販売の下限額を五、〇〇〇円（改正前一万円）とする。

㈤　商店街振興組合又は事業協同組合の地区等に大規模小売店舗を設置している者がこれらの組合の組合員である場合には、当該大規模小売店舗内で他の事業者が経営する販売場を当該地区等に所在する販売場とみなして、当該地区等を特定商業施設とすることができるものとする。

㈥　その他所要の措置を講ずる。

3　高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例の対象となる高額特定資産の範囲等について、次のとおり定めることとした。（消費税法施行令第二五条の五及び第二五条の六関係）

㈠　次に掲げる金額が一、〇〇〇万円以上の棚卸資産及び調整対象固定資産（以下「対象資産」という。）を高額特定資産とする。

(1)　対象資産（自ら建設等をした対象資産を除く。）の一の取引単位に係る課税仕入れに係る支払対価の額の一〇八分の一〇〇に相当する金額、特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地域から引き取られる当該対象資産の課税標準である金額

(2)　自ら建設等をした対象資産の建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の一〇八分の一〇〇に相当する金額、特定課税仕入れに係る支払対価の額及び保税地域から引き取られる課税貨物の課税標準である金額又は当該金額の合計額

㈡　その他所要の措置を講ずる。

4　消費税の軽減税率制度の創設に伴い次の措置を講ずることとした。

㈠　軽減税率の対象となる飲食料品に含まれる資産の範囲（附則第二条関係）

(1)　食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、当該一の資産に係る価格のみが提示されているもの（以下「一体資産」という。）のうち、一体資産の譲渡の対価の額が一万円以下であり、かつ、当該一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合が三分の二以上のものは、飲食料品に含まれるものとする。

(2)　食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成している外国貨物であって、関税定率法別表の適用上の所属の一の区分に属する物品に該当するもの（以下「一体貨物」という。）のうち、一体貨物の課税標準である金額が一万円以下であり、かつ、当該一体貨物の価額のうちに当該一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合が三分の二以上のものは、飲食料品に含まれるものとする。

㈡　飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲は、飲食店営業、喫茶店営業その他の飲食料品をその場で飲食させる事業とする。（附則第三条関係）

㈢　次に掲げる飲食料品の提供のうち一定の基準に該当するものは、軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡に含まれるものとする。（附則第三条関係）

(1)　老人福祉法の規定による届出が行われている有料老人ホームの設置者等が、一定の入居者に対して行う飲食料品の提供

(2)　サービス付き高齢者向け住宅の設置者等が、入居者に対して行う飲食料品の提供

(3)　義務教育諸学校の設置者が、その児童等の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供

(4)　夜間課程を置く高等学校の設置者が、当該夜間課程の生徒の全てに対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供

(5)　特別支援学校の設置者が、その幼稚部の幼児又は高等部の生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供

(6)　幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全てに対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供

(7)　特別支援学校の寄宿舎の設置者が、当該寄宿舎に寄宿する幼児等に対して行う飲食料品の提供

㈣　事業者が、平成二九年四月一日（以下「二九年適用日」という。）以後に行う二九年軽減対象資産の譲渡等については、消費税率引上げ時の適用税率に関する経過措置の規定は、適用しない。（附則第四条関係）

㈤　事業者が二九年適用日から平成三三年三月三一日までの間に次に掲げる資産の区分のうち異なる二以上の区分の資産を一括譲渡した場合（これらの資産の譲渡の対価の額が合理的に区分されていない場合に限る。）は、当該対価の額に、これらの資産の譲渡の時におけるこれらの資産の価額の合計額のうちに左記(1)に掲げる資産の価額の占める割合又は左記(2)に掲げる資産の価額の占める割合を乗じて課税標準を計算する。（附則第六条関係）

(1)　課税資産の譲渡等（二九年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る資産

(2)　二九年軽減対象資産の譲渡等に係る資産

(3)　課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る資産

㈥　二九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者の課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む事業者に対する経過措置について、事業者が一又は複数の事業（以下「対象事業」という。）と対象事業以外の事業を区分しているときは、当該対象事業についてのみこれらの経過措置の適用を受けることができるものとする。（附則第一四条関係）

㈦　二九年適用日の属する課税期間に係る課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する簡易課税制度に準じた計算を行う経過措置の規定は、二九年適用日以後に国内において行う課税仕入れ及び二九年適用日以後に保税地域から引き取る課税貨物に係る消費税について適用する。この場合において、当該課税期間の初日から平成二九年三月三一日までの期間中に行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、当該期間を一の課税期間とみなして仕入税額控除に係る規定を適用する。（附則第一四条関係）

㈧　対象事業について軽減売上割合を用いて二九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者の課税標準の計算等に関する経過措置の適用を受ける事業者が、当該対象事業につき課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む事業者に対する経過措置の適用を受ける場合には、当該軽減売上割合を小売等軽減売上割合とみなして、当該経過措置を適用する。（附則第一五条関係）

㈨　その他所要の措置を講ずる。

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二七年政令第一四五号）の一部改正関係

登録国外事業者の登録事項変更届出書については、個人番号の記載を要しないこととした。（消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第七条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。